「衛生推進者」養成講習

中小規模企業や、支店営業所などの出先の衛生管理担当者(非工業的業種〔注1〕)

【労働安全衛生法第12条の2】

主催:(一社)三田労働基準協会・渋谷労働基準協会

(一社) 大田労働基準協会(幹事)・(十社) 品川労働基準協会

常時 10人~49人の労働者を使用する非工業的業種 [注1] の事業場 (企業や、支店営業所等の出先) では、 労働安全衛生法第 12条の 2により、一定の実務経験者等から「衛生推進者」 (工業的業種の場合は「安全衛生推 進者」) を選任し [注2]、労働衛生に係る業務を担当させなければなりません。

つきましては、下記により「衛生推進者」を養成するための講習を開催いたしますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

記

- 1 日時 平成25年6月6日(木) 10:00~16:40 (開場9:45)
- 2 会場 大田区蒲田5-40-1 法人ビル4階 (一社) 大田労働基準協会入居ビル(裏面案内図参照)
- 3 研修科目 法令に定める全科目
- 4 修了証の交付 全科目受講された方(遅刻早退不可)に、当日講習終了後交付します。 修了証は(一社)大田労働基準協会〔東京労働局長登録第5号〕から発行されます。
- 5 講師 労働衛生コンサルタント 村木 宏吉氏
- 6 定員 30名(先着順)

(企業等で25人以上まとま<mark>る場合は、</mark>個別の講習開催に応じますので、ご相談下さい)

7 受講料 7,000円 テキスト代 945円 (中災防発行)(どちらも消費税込み)

(ただし、上記4協会の労働基準協会会員は7,000円(協会でテキスト代(945円)を助成します))

- 8 申込方法等
 - ① 受講申込: 裏面申込書により、三田労働基準協会あて Fax (03-3451-7692) して下さい。
 - ② 申込受付と受講料の振込:受講可能な場合は、受講番号を記入のうえ「受講票」を申込担当者あて Fax 返信します(申込書に必ず Fax 番号をご記入下さい)。受講料は受講票到着後 2 週間以内(<u>到着から5月30日まで2週間ない場合は5月30日(木)まで</u>)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。期日までに受講料が振込まれない場合、申込受付を取消させていただくことがあります。
 - ・銀行名:三菱東京UFJ銀行田町支店 ・ロ座番号: 普通預金 0397963
 - ・口座名義: 一般社団法人三田労働基準協会・住所:港区芝 4-4-5(TeLO3-3451-0901)

なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください(例0606 マルマルカイシャ等)

- ③ 受講の取消: 5月30日(木)までの取消は受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おきください。
- ④ 受講者は、研修当日**受講票と、**修了証受領のための**認印**をご持参下さい。
- 9 問合先 (一社)三田労働基準協会 電話 03-3451-0901 Fax03-3451-7692

《注》 1 「衛生推進者」・「安全衛生推進者」の業種区分 (事業場(企業単位ではありません)の規模は 10 人~49 人)

2 「衛生推進者」の選任基準: ①大学・高専卒業後 1 年以上の衛生の実務経験者、②高校卒業後 3 年以上の衛生の実務経験者、③5 年以上の衛生の実務経験者、④衛生推進者養成講習の修了者、の中から選任します。